

裾野市民文化センター大ホールスプリンクラー事故に係る
相手方からの訴状の受領について

(総務課・生涯学習課)

1. 趣旨

- 令和4年9月24日に発生した裾野市民文化センター大ホールスプリンクラー事故（以下、「本件事故」という）に関して、相手方である合同会社シンフォニエッタ及びシンフォニエッタ静岡楽団員等60名から訴えの提起があったため、報告するもの。
- 本件事故の解決に向けてシンフォニエッタ静岡（以下「楽団」という）と協議を行ってきた。協議に当たっては、協議に影響が無いよう、非公表としてきたが、相手方の提訴により、司法の判断へと解決の場は移されたため、これまで市民の皆様へ説明することができなかった市の対応を説明するもの。

2. 訴えの状況

ア	事件名	静岡地方裁判所 国家賠償法2条1項に基づく損害賠償請求等事件	
イ	訴訟提起日	令和7年9月19日（訴状受領日は令和7年10月23日。訴状受領により提訴されたことを覚知）	
ウ	当事者	原告	合同会社シンフォニエッタ及びシンフォニエッタ静岡楽団員等60名
		被告	裾野市及び株式会社ケイミックスパブリックビジネス（指定管理者）
エ	原告の請求趣旨	請求趣旨及び請求原因は精査中だが、請求内容は概ね以下のとおり 1 被告は原告に対し金9億6,570万446円及びこれに対する令和4年9月24日から支払い済みまで年3分の割合による金員を支払え 2 訴訟費用は、被告の負担とする	
オ	原告の請求原因		
カ	被告の主張	訴訟代理人と対応を検討中	

3. これまでの市の対応

- 裾野市民文化センター大ホールスプリンクラー事故調査委員会（以下「事故調査委員会」という）の最終報告書（令和5年6月）で「本件事故の原因是特定できない」との結論が出たため、市として法律上損害賠償責任があると決定することはできないと認識。
- 賠償責任の有無という法律上の問題がある一方で、楽団が損害を受け、楽団員には負傷などの心労をかけていることにも配慮し、本件解決のため和解金の支払いに向けた協議を代理人弁護士により行いたいと楽団へ申し入れた（同月）。
- 市は、和解金の支払には市民への説明責任があり、市民の理解を得られるよう客観的に金額を算出する必要があるため、損害の内訳を含む被害の詳細や損害額の根拠を確認したうえで協議を進めていく方針。
- 第1回の協議（同年11月）にて、損害を確認した上で協議したい旨提示。
(※協議は面談、郵便、メールにて実施。質問・問合せも含めたメールでのやりとりは、協議を申し入れて以降、約150回)
- 令和6年2月、楽団から151億2,086万4,596円の請求書が提出された。同請求書には、負傷者の程度や被害に遭った楽器の種別などの個別の損害の内容や、損害額の根拠は示されていなかった。
- このため、これまで一貫して楽団に対して被害の詳細や損害額の根拠を示す資料の提示を求め続けてきたが、楽団から提示されることはなかった。
- 協議を進める間、楽団から寄せられた多数の質問・問合せに対しては、すべて回答し、解決に向けた協議が進展するよう努めてきた。
 - ・質問事項：事故原因、市の対応、事故調査委員会、設備改修に関するものなど
 - ・メールによる質問：27通（約230項目）、公文書開示請求：40件（約1,100項目）